

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会
多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会多摩ボランティア・市民活動支援センター（以下「多摩ボランティア・市民活動支援センター」という。）の円滑な運営及びボランティア・市民活動団体の育成のため、ボランティア・市民活動団体の登録及び支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録及び更新の要件)

第2条 多摩ボランティア・市民活動支援センターに登録又は更新しようとする団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 多摩市民を主たる対象としたボランティア・市民活動等の公益的な活動を行う意思のある非営利団体であること。ただし、会員向けの互助活動のみ行う団体は除く。
- (2) 多摩市内を主たる活動の場とし、ボランティア・市民活動は公共性及び社会性があり、政治的、宗教的又は営利的（収益を会員に分配する。）目的がないこと。
- (3) 団体構成員が5名以上で、過半数が市内在住・在勤・在学者で構成されていること。
- (4) 代表者が明確であり、団体の活動内容を公表できること。
- (5) 年間を通じて、継続的な活動の実態があること、及びその意思があること。
- (6) 多摩ボランティア・市民活動支援センターと連携をとるとともに、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会の行う事業に協力すること。

(団体の登録及び更新)

第3条 多摩ボランティア・市民活動支援センターに登録しようとする団体は、次に掲げる書類を多摩市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録（新規・更新）申請書（第1号様式）
 - (2) 規約又はそれに準ずるもの
 - (3) 会員名簿
 - (4) 事業計画書など、団体の活動内容がわかる書類
- 2 登録の更新を希望する団体は、毎年度、多摩ボランティア・市民活動支援センターが指定する期日までに、更新の手続きを行わなければならない。
- 3 登録の更新を希望する団体は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。
- (1) 多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録（新規・更新）申請書（第1号様式）
 - (2) 規約又はそれに準ずるもの
 - (3) 会員名簿
 - (4) 前年度事業報告書など、前年度の活動内容がわかる書類
- (団体の登録及び更新の決定)

第4条 会長は、前条に規定する団体の登録及び更新の申請を受けたときは、当該申請書類を多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出し、運営委員会は、当該申請に対する団体の団体区分及び登録又は更新（以下「団体登録等」という。）の可否を審査し、審査結果を会長に報告する。

2 会長は、団体登録等の可否を決定し、団体登録等が適当と認めるときは多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録決定通知書（第2号様式。以下「登録通知書」という。）により団体に通知し、団体登録等が不適当と認めるときは多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録不決定通知書（第3号様式）により団体に通知する。

3 会長は、前項の規定により団体登録等の可否を決定したときは、当該決定内容を運営委員会に報告する。

（登録内容の変更）

第5条 前条の登録内容に変更が生じた場合は、多摩ボランティア・市民活動支援センター変更承認申請書（第4号様式。以下「変更承認申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときは多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録内容変更承認通知書（第5号様式）により、承認しないことを決定したときは多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録内容変更不承認通知書（第6号様式）により、団体に通知する。

（登録の抹消）

第6条 会長は、登録通知書を受けた団体（以下「登録団体」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、団体の登録を抹消することができる。

(1) 多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録抹消申請書（第7号様式）の提出があったとき。

(2) 第2条第1項に規定する要件を備えなくなったとき。

(3) 登録団体が多摩ボランティア・市民活動支援センターの名誉を毀損し、又はその趣旨に反する活動を行ったとき。

(4) 登録団体の更新手続に不備があったとき。

2 会長は、前項の規定により団体の登録を抹消したときは、多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録抹消決定通知書（第8号様式）により当該団体に通知し、運営委員会に報告する。

（支援内容）

第7条 登録団体は、多摩ボランティア・市民活動支援センターから次に掲げる支援を受けることができる。

(1) 多摩ボランティア・市民活動支援センターの発行する情報誌その他の方法による広報活動の支援

(2) 多摩ボランティア・市民活動支援センターと調整の上、別に定める「社会福祉法人多摩市社会福祉協議会多摩ボランティア・市民活動支援センター団体登録制度実施要綱細則」に基づく、ボランティア活動室、会議室等の施設利用

- (3) 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金交付要綱に基づく助成金の交付

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。